

税

申告対象期間=令和4年1月1日~令和4年12月31日

申告をしなければならない方

- 次の①~④のいずれかに該当する方(下表の申告の義務がない方を除く)
- ①令和5年1月1日時点で市内に居住し、令和4年中に収入があった
 - ②令和5年1月1日時点で市外に居住し、市内に事務所・事業所・居住用家屋(※1)を持っている
 - ③給与所得のほかに所得があった
 - ④公的年金などの所得のほかに所得があった

申告の義務がない方

- ①令和4年中に収入がなかった(※2)
 - ②所得税の確定申告をする
 - ③給与収入のみの方で、勤務先から市に給与支払報告書の提出があった
 - ④公的年金などの収入のみの方で、支給元から支払報告書の提出があった(※3)
 - ⑤市内在住の親族に扶養されている
- 注③④は控除などが支払報告書の内容から変更になる場合、申告が必要(※4)

- (※1) 単身赴任などで普段は配偶者・子どもだけが住み、時々帰宅する住宅や別宅など
- (※2) 合計所得金額が45万円以下の方は申告義務はありませんが、申告で国民健康保険税の税額が変わる場合があります。また、各種手当などの受給判定や所得に関する各種証明書の資料となります
- (※3) 源泉徴収の対象とならない公的年金など(外国で支払われる年金)の支給を受けている方は、確定申告が必要な場合があります
- (※4) 支払われた国民健康保険税などの申告で税額が下がる場合があります(税務署へ確定申告する場合、市への申告は不要)

市民税・都民税証明書等が必要な方は申告を

課税・非課税証明書は、都営住宅の入居や融資などの手続きで必要になる場合があります。証明書が必要な方は、所得の有無に関わらず申告してください(同世帯の納税義務者の扶養親族で、その納税義務者が申告書を提出している場合を除く)

所得控除の申告漏れにご注意ください

年金を受給して、国民健康保険料などを口座振替や金融機関で直接支払っている方や、給与の支払いを受けていて年末調整をしていない方などは、所得控除の申告で税額が下がる場合があります。

- 所得控除の種類①雑損②医療費③社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)④小規模企業共済等掛金⑤生命保険料⑥地震保険料⑦障害者⑧寡婦⑨ひとり親⑩勤労学生
- ⑪配偶者⑫配偶者特別⑬扶養
- 注○申告や年末調整が済んでいる方でも、所得控除の追加の申告ができます
- 社会保険料の場合、配偶者など親族が受け取る年金から特別徴収(天引き)されている保険料は控除の対象にはなりません。ただし、申告する本人が扶養親族の保険料を支払った場合には対象となります
 - 16歳未満の方を扶養している場合は、扶養控除の対象になりませんが、市民税・都民税の非課税限度額の算定の際に16歳未満を含む扶養親族の人数を把握する必要があります。申告してください

年金所得者に係る確定申告不要制度の対象の方

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要な方も、次の①②のいずれかに該当する場合は申告が必要です(外国からの公的年金などを受給している場合などを除く)。

- ①公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、市民税・都民税が課税となる方
- ②年金の源泉徴収票に記載のない控除(医療費、納付書や口座振替で納めた社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など)を市民税・都民税に適用したい方

注源泉徴収票に記載されている以外に追加する控除などがなければ申告は不要

寄附金税額控除の記載をお忘れなく

ふるさと納税や条例で指定する団体へ寄附を行うと、市民税・都民税の税額控除が受けられます。確定申告書の第二表住民税に関する事項の「寄附金税額控除」欄(下図参照)に記載がないと、控除が受けられません。

都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円

ふるさと納税ワンストップ特例制度を

申請された方

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税(寄附)を行う場合に、寄附先の自治体(5団体以内)で特例の申請手続きを行うことで、確定申告をしなくても控除を受けられる制度です。ただし、確定申告や市民税・都民税の申告などを行う場合は、この制度の対象となりません。申告の際は、必ずワンストップ特例制度分の寄附額を含めて申告してください。

保険料(税)、医療費・介護保険サービス利用料も控除対象です

→保険年金課(内319) / 高齢福祉課☎(042)321-1301

令和4年に納付した保険料(税)等(表1参照)は、令和4年分の所得税と令和5年度市民税・都民税の申告で社会保険料控除として申告できます。また、医療費や介護保険サービス利用料(表2・3参照)は医療費控除として申告できます。所得税の申告に関しては2ページをご覧ください。

表1 社会保険料控除

区分	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	国民年金
納付方法	○年金からの天引き ○口座振替 ○納付書	組み合わせになる場合があります		
納付した保険料額の確認方法	○日本年金機構等から届いた源泉徴収票(★) ○口座振替済のお知らせ(★)(国保・後期・介護は1月中旬頃に郵送) ○領収書(★) ○振替額が記帳された預貯金通帳 (★)市民税・都民税の申告に必要	組み合わせになる場合があります		
金額や書類等の問い合わせ	納税課(内551)	保険年金課(内319)	高齢福祉課☎(042)321-1301	ねんきん加入者ダイヤル☎(0570)003-004 ※IP電話用☎(03)6630-2525 立川年金事務所国民年金第一課☎(042)523-0352

表2 医療費控除

区分	医療費	介護保険サービス利用料
対象となる支払い	自己または生計を一つにする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合	自己または生計を一つにする配偶者などの親族のために支払った利用料(対象サービスは表3参照)
申告に必要な書類	医療費控除の明細書	

※医療費を補てんする保険金(高額療養費の支給)などがあつた場合、その金額は差し引きます

申告に関する問い合わせ	所得税=立川税務署☎(042)523-1181 市民税・都民税=課税課(内327)
-------------	---

表3 医療費控除の対象となる介護保険サービス

対象サービス
1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
2 地域密着型介護老人福祉施設
3 介護老人保健施設
4 介護療養型医療施設
5 介護医療院
6 訪問看護
7 訪問リハビリテーション
8 居宅療養管理指導
9 通所リハビリテーション(デイケア)
10 短期入所療養介護
11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護のみ)
12 看護小規模多機能型居宅介護(6~11の介護サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(※))
13 訪問介護(※)
14 夜間対応型訪問介護
15 訪問入浴介護
16 通所介護(デイサービス)
17 地域密着型通所介護(デイサービス)
18 認知症対応型通所介護
19 小規模多機能型居宅介護
20 短期入所生活介護
21 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護以外および連携型事業所)
22 看護小規模多機能型居宅介護(医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(※))
23 地域支援事業の訪問型サービス(※)
24 地域支援事業の通所型サービス(※)

(※)生活援助中心のサービスを除く
注各介護予防サービスも対象(1~5を除く)/対象サービス13~24は、6~12のいずれかと併せて利用している場合に限る(ケアプランに基づく必要あり)/医療費控除の対象範囲は各サービスによって異なります

都市計画道路3・4・6号線説明会を開催

都と市は国分寺3・4・6号線(西武国分寺線交差部周辺)の道路整備にあたり、整備の概要などの説明会を開催します。

- 日①1月29日(日)10:30~12:00②29日(日)14:00~15:30③30日(月)19:00~20:30※同内容
 - 場①②市民室内プール体育室③リオンホール
 - 定①②40人③80人※いずれも要事前予約(先着順)
 - 申1月16日(月)8:30~26日(木)17:15に希望日時・氏名・連絡先を電話またはkensetu@city.kokubunji.tokyo.jpで建設事業課へ
 - 注希望する方は別途申し込み必要
 - 注詳しくは市HPをご覧ください
- 建設事業課(内379)

国分寺駅南口に関する街頭アンケートの実施

今後の国分寺駅南口の方向性を検討するにあたり、南口利用者の意見等を把握するため、駅前街頭アンケートを実施します。付近を通行の際はご協力をお願いします。

- 日2月①1日(水)15:00~17:00②3日(金)17:00~19:00③4日(土)14:00~16:00④12日(日)14:00~16:00
- ※荒天中止
- 場国分寺駅南口駅前広場
- 駅周辺整備課☎(042)323-9190

接種を希望される場合、接種予約サイトまたはコールセンターへ

新型コロナウイルスワクチン接種情報

掲載内容は1月4日時点 ※最新情報は市HP☎検索1025222

オミクロン株対応ワクチン 初回接種(1・2回目接種)を完了し、前回接種日から3か月経過した12歳以上のすべての方

オミクロン株対応ワクチンの種類	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者(12歳以上)
ファイザー社ワクチン(BA.1対応型・BA.4-5対応型)	×	○
モデルナ社ワクチン(BA.1対応型・BA.4-5対応型)	×	○

※本市のオミクロン株対応ワクチンはすべてBA.4-5対応型を使用しています

接種券の郵送に関して

- 前回接種日が令和4年10月20日以前の方は接種券を郵送済み
- 10月21日以降の方は前回接種日から3か月以内に郵送予定

オミクロン株対応ワクチンが未接種で前回接種完了後に本市に転入された方など接種券の発行申請が必要な方や申請方法等に関する詳しい内容は、市HP☎検索1026084またはコールセンターへお問い合わせください。

従来型ワクチン

市役所集団接種会場では毎週日曜日に以下のワクチン接種の予約枠を設けています

- 初回接種 従来型ファイザー接種 市HP☎検索1026898
- 対12歳以上で初回接種(1・2回目接種)を完了していない方
- 3~5回目接種 武田社ワクチン(ノバックス) 市HP☎検索1029275
- 対前回接種から6か月が経過した18歳以上の方
- 注本ワクチンで令和4年11月8日以降に3回目以降の接種を1回受けることができます。その場合、オミクロン株対応ワクチンの接種はできません

- 1~3回目接種 小児接種(小児用ファイザー) 市HP☎検索1027490
- 対5~11歳の方※3回目接種は2回目接種完了日から5か月経過後
- 初回接種 乳幼児接種(乳幼児用ファイザー) 市HP☎検索1028676
- 対生後6か月~4歳の方 接種回数初回接種で合計3回の接種が必要
- 1月13日までに1回目接種を受けていない場合や誕生日が令和4年7月14日以降のお子さんは、接種実施期間である3月末までに3回接種を完了することができません。今後、国が実施期間の延長を決めた場合(延長とならない場合も含む)、改めてお知らせをします。
- 3回接種が完了できなくても、ワクチンの一定の効果は期待されます。可能な範囲で接種をご検討ください

市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎(042)320-3020 FAX(042)320-1181 (聴覚に障害がある方へ)

市新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト

- 引き続き感染防止対策の徹底をお願いします
- かかりつけ医がなく受診に迷ったら 都発熱相談センターへ相談
- 看護師・保健師対応※24時間対応 ☎(03)5320-4592 ☎(03)6258-5780 ☎(03)5320-4411 ☎(03)5320-4551
- 発熱等の症状があらわれた場合の主な対応は、市HP☎検索1023139でも確認できます

凡例 日 日 時 場 場 所 会 場 対 象 内 容 講 師 定 員 費 用 申 込 方 法 物 持 ち 物 問 題 合 っ せ 先 HP ホーム ページ ☎ 検 索 ページ 番 号 検 索 FAX ファクス ✉ メール 託 託 児 あり 催 主 催 注 意 事 項